各　位

2008年5月20日

株式会社インプレスホールディングス
代表取締役社長　関本　彰大
（コード番号　9479　東証1部）

長期インセンティブのストックオプション（新株予約権の発行）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条ならびに第239条の規定に基づき、当社の取締役に、以下の要領によりストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を取締役会に委任すること、ならびに当社の取締役に対し報酬等（役員退職慰労金に代わる制度としての性格を有する長期インセンティブを含む）として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり、2008年6月21日開催予定の第16期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、長期的視野に立ち経営の健全性と株主価値の向上を図ることを目的とし、当社の取締役に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

2．新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役

（2）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式2,000株を、本株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切捨てる。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併または会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合等、上記の目的となる株式数の調整が必要な場合には、合理的な範囲内で目的となる株式数を調整する。

(3)新株予約権の総数

2,000個を、本株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

(4)新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権の付与を受けた者は、新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額(以下「行使価額」とする)は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く)における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.02を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6)新株予約権を行使することができる期間

2010年6月22日から2018年6月21日まで

(7)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数

は、これを切上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において当社及び当社子会社の取締役、従業員のいずれかの地位を保有していなくても行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。

③新株予約権者は、割当てられた権利の質入れその他の処分をすることができない。

④その他の条件については、本株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(9)企業組織再編に関する事項

当社が合併(ただし当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して企業組織再編という)を行う場合においては、企業組織再編の効力発生日において残存する新株予約権は消滅し、その新株予約権者に対して、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社の新株予約権をそれぞれ交付することとする(ただし合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約、または株式移転計画において定めた場合に限る)。

(10)新株予約権証券の発行

当社は、新株予約権者の請求がある場合に限り、新株予約権証券を発行する。

(11)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(12)その他の新株予約権の内容

その他の募集事項及び細目については、新株予約権の発行に係る取締役会決議により定める。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価格に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とする。新株予約権の公正価格は、割当日において適用すべき諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

【本件に関するお問合せ先】
株式会社インプレスホールディングス 経営企画室 広報担当
Tel: 03-5275-9010 / E-mail: release@impressholdings.com
URL:http://www.impressholdings.com/